

## ○伊勢市地域自立支援協議会設置要綱

平成20年7月1日

改正 平成23年8月18日

(設置の目的)

第1条 障がいのある人やその家族が、障がいの状態や年齢にかかわらず地域の中で安心して生活を送ることができるような地域づくりを行うため、関係者が共同して地域生活に関わる課題を協議する伊勢市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 個別事例及び困難事例への対応のあり方に関する事。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事。
- (3) 障害福祉サービスに係る実態及び改善に関する事。
- (4) 伊勢市障害者福祉保健計画の評価及び点検に関する事。
- (5) その他福祉ニーズへの対応策に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療及び福祉の関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、特に必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項について調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

(懇談会)

第8条 協議会は、懇談会を開催し、広く障がい福祉に関する意見等を聞くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、伊勢市健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成23年8月18日)

この要綱は、平成23年8月18日から施行する。